

総務文教常任委員会記録

令和3年4月19日（月）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

令和3年4月19日 日程

日次	月日	摘要
第1日	4月19日(月)	所管事務調査 新庁舎について 〔報告、質疑〕

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 久保山博幸

委員 森山林

委員 久保山日出男

委員 尼寺省悟

委員 中川原豊志

委員 伊藤克也

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長 田中秀信

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚隆正

5 日程

新庁舎について

[報告、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 59 分開会

中村直人委員長

本日の総務文教常任委員会を開会いたします。



新庁舎について

中村直人委員長

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしておりますように、新庁舎についての報告をお願いしたいと思います。

以上、よろしく御了承のほどお願いいたします。

それでは、新庁舎について報告をお願いしたいと思います。

ファイルは、10委員会、10総務文教常任委員会、令和3年4月19日フォルダー内の総務文教常任委員会資料になります。

それでは、よろしくごお願いいたします。

石丸健一総務部長

それでは、一言御挨拶申し上げます。

報告いたします新庁舎についての内容は、先週4月14日に公告いたしました鳥栖市市庁舎新築3工事についてでございます。

そのうち、機械設備工事の公告に一部誤りがあり、公告当日に訂正していることに対し、申し訳なく思っております。

概要につきましては、担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくごお願いいたします。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

それでは、新庁舎整備事業、鳥栖市市庁舎新築工事入札公告の概要について御報告をいたします。

市庁舎新築工事につきましては、先週の4月14日水曜日に、建築、電気設備、機械設備の3工種で条件付一般競争入札を行う旨を報告いたしました。

総務文教常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

市庁舎新築工事の建築の入札参加の必要な要件でございます。

申請者の要件でございますが、共同企業体の構成員数は2または3、最低出資比率は、構成員数が2の場合は30%以上、3の場合は20%以上でございます。

業種・等級につきましては、代表者、構成員共に、佐賀県の建設業者施行能力等級表の建築一式工事のA級でございます。

地域要件等でございますが、代表者につきましては、佐賀県・福岡県に本店を有する企業、または佐賀県・福岡県に契約締結等の権限を委任している支店・営業所を有する企業。

構成員につきましては、鳥栖市に本店を有する企業で、いずれも鳥栖市競争入札有資格者名簿に登載されていることを要件としております。

建設業の許可につきましては、代表者、構成員ともに特定建設業を要件としております。

施工実績につきましては、代表者のみの要件となります。

平成18年4月1日以降、公告の日までに、元請として竣工した、国または地方公共団体が発注した延床面積7,000平方メートル以上の建築物の新築に係る建築一式工事の施工実績があること。

また、延床面積7,000平方メートル以上の免震構造を採用した、民間工事を含む建築物の新築に係る建築工事一式の施工実績があること。この実績には、出資比率が最大のときの共同企業体の施工実績も含むとしております。

次に、技術者の要件でございますが、代表者につきましては、監理技術者を専任で配置。

構成員につきましては、監理技術者、または主任技術者の専任配置を要件としております。

3ページをお願いいたします。

市庁舎新築工事の電気設備の入札参加に必要な要件でございます。

申請者の要件でございますが、共同企業体の構成員数、最低出資比率につきましては、建築と同様でございます。

業種・等級につきましては、代表者、構成員ともに佐賀県の建設業者施行能力等級表の電気工事のA級でございます。

地域要件でございますが、代表者につきましては、建築と同じ要件でございます。

構成員につきましては、鳥栖市に本店を有する企業、または、佐賀市以東に本店を有し、かつ鳥栖市に契約締結の権限を委任している支店、営業所を有する企業で、いずれも鳥栖市競争入札有資格者名簿に登載されていることを要件としております。

建設業の許可につきましては、建築と同じ要件でございます。

施工実績につきましては、代表者のみの要件となります。

平成18年1月1日以降、公告の日までに、元請けとして竣工した、国または地方公共団体が発注した延床面積7,000平方メートル以上の建築物の新築に係る電気工事の施工実績があ

ること。この実績には、出資比率が最大の共同企業体の施工実績も含むといたしております。

技術者の要件につきましては、建築と同じ要件でございます。

4ページをお願いいたします。

市庁舎新築工事の機械設備の入札参加に必要な要件でございます。

機械設備につきましては、申請者の業種、同種工事の施工実績の業種が管工事となっていること以外につきましては、電気設備と同じ要件になっております。

前回、令和2年6月1日の入札公告では、建築、電気設備、機械設備ともに、技術者の要件として、民間工事を含む庁舎、または、事務所用途の建築物の新築に係る施工経験を有することを技術者の要件といたしておりましたが、今回の公告では、その要件を求めておりません。

5ページをお願いいたします。

開札までの日程でございます。

公告につきましては、4月4日水曜日。

入札参加資格確認申請書の受付期限につきましては、5月1日火曜日。

入札書の到達期限につきましては、6月9日水曜日となります。

また、入札を辞退される場合につきましては、入札書の提出前、かつ入札書の到達期限であります6月9日水曜日の17時までに持参、または郵送で提出するよう公告に記載しているところでございます。

開札の日時につきましては、建築は6月10日木曜日の午前11時。

電気設備は、同日の14時。

機械設備は、同日の14時30分でございます。

公告の概要についての御報告は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

中村直人委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことなど、それから、御意見等ありましたら、お願いしたいと思っております。

中川原豊志委員

いろいろ御説明ありがとうございます。

ただ、ちょっとよう分からなので教えてほしいんですけど、今回の公告と、昨年度、前回の公告内容で、大きく違うところ。

説明はあったと思うんやけれども、要は、前回よりも今回、応募しやすくなったような要

件があれば、その辺を教えてほしいなと思います。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

先ほど御説明しましたけれども、これまでの企業様の聞き取りとか、そういったものやっております、そこで、技術者要件のところは、施工実績の要件なんですけれども、前回、施工実績を求めておりましたけれども、前回と違って、今回は求めていないということでございます。

それと、もう一つは、これ、公告と申しますか、設計の内容については、これまでも御説明しておりますとおり、工場生産するプレキャストコンクリートから、現場打ちの鉄筋コンクリート造に変更しておりますので、そういった意味合い、そういったところでも、参加しやすくなったのかなと考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

要は、技術者の施工実績を求めないということですよ。

会社に施工実績があれば、紙技術者であったって、その人が実際やっていなくても大丈夫ですよ。

分かりました。

もう一点、予定価格ですけれども、これはもう、前回と同じ金額で3工種ともできるのかどうかというのを、ちょっと確認だけさせてください。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

予定価格につきましては、昨年の9月から12月までの間で設計の見直しをしております、改めて直近の単価のほうに入れ替えております。

それで、公表している金額につきましては、当然、前回とは違う金額にはなっております。

以上でございます。

石丸健一総務部長

予定価格については、お話しすることはできませんけれども、予算額については、変わっておりませんので、予定価格の内容は、お話できませんけれども、金額、予算等是一緒ですので。

尼寺省悟委員

せっかくだから、ここに構成員の要件として、2ページには、建築一式工事のA級の決定を受けていることとか、鳥栖市競争入札資格者名簿に登載されていること、こういうふうに書いているけれども、その名簿っちゅうのは、資料としてもらうことができるのか。

今でなくても、後日でもいいんですが。

田中秀信庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長

資格者名簿につきましては、鳥栖市のホームページで現在公開されておりますので、そこから見ることはできると思います。

尼寺省悟委員

競争入札有資格者名簿と、上のほうには、建築一式工事のA級の決定ってあるじゃないですか。

この辺も含めて、全部ホームページのほうに記載されているということ。

田中秀信庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長

そのとおりでございます。

尼寺省悟委員

あと、施工実績のところ、7,000平方メートル以上の施工実績があること、そういったことであるけど、その辺についても、それは登載されてないんやろう。その辺は、今の地点では分かるの。

実績があるということについては。そういう実績がある会社といったものは。

石丸健一総務部長

一定、調査はいたしておりますけれども、正式には、この後、入札したいという意思を出された方について、審査を正式に行う、その中で確認をするということになります。

以上でございます。

中村直人委員長

いいですか。

尼寺省悟委員

はい。

中村直人委員長

ほかにごいませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で新庁舎についての報告を終わります。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

中村直人委員長

以上で本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前10時12分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 中 村 直 人 印

